

被扶養者の国内居住要件の追加に伴う書類提出について

健康保険法等の一部改正に伴い、令和2年4月1日より被扶養者について、日本国内居住要件が追加されることとなりました。

これにより、国内に住所を有さない方につきましては、被扶養者抹消の手続きを行っていただく必要があります。また被扶養者が海外留学中等「国内居住要件の例外」に該当する方については、下記の通り書類の提出が必要となります。

下記の手続きを行わず、令和2年4月1日以降に被扶養者が国内居住要件を満たさないことが判明した場合は、令和2年4月1日に遡って被扶養者資格が取り消されることとなりますので、ご注意ください。

記

必要な手続き

- ① 国内居住要件を満たさない（日本国内に住民票がない）被扶養者の方
令和2年4月1日付で被扶養者資格が喪失となりますので、各社において被扶養者抹消の書類を提出してください。（保険証は4月1日以降使用できません）
- ② 国内居住要件の例外に該当する（海外留学中、その他一時的な海外渡航等）被扶養者の方
「健康保険被扶養者 国内居住要件の例外に該当する旨の届出書」（添付参照）と、必要となる添付書類を提出してください。

※被保険者の会社命令による海外赴任に同行する被扶養者の方については、勤務する会社から健康保険組合へ届け出を行いますので、書類の提出は不要です。

提出期限

2020年3月31日（火）

提出先

勤務する会社の健康保険担当を通じて、健康保険組合に提出してください。

以上

◆国内居住要件とは

日本国内に住民票があること。ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がないと認められる場合は、国内居住要件を満たさないものとし、被扶養者認定はできません。

◆国内居住要件の例外とは

日本国内に住民票がない場合でも、以下の方は当該書類届出により被扶養者となることができます。

例外該当事由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証／学生証／在学証明書等
② 外国に赴任する被保険者に同行する方	査証／海外赴任辞令／ 海外の公的機関が発行する居住証明書等→ 事業主が作成し提出します。
③ 就労以外の目的で一時的に海外に渡航する方（観光、保養ボランティア活動等）	査証／ボランティア派遣期間の証明／ボランティア参加同意書等
④ 被保険者の海外赴任中に親族となった②と同等と認められる方（出生、婚姻等）	②の添付書類および出生や婚姻等を証明する書類

※書類が外国語で作成されたものであるときは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。